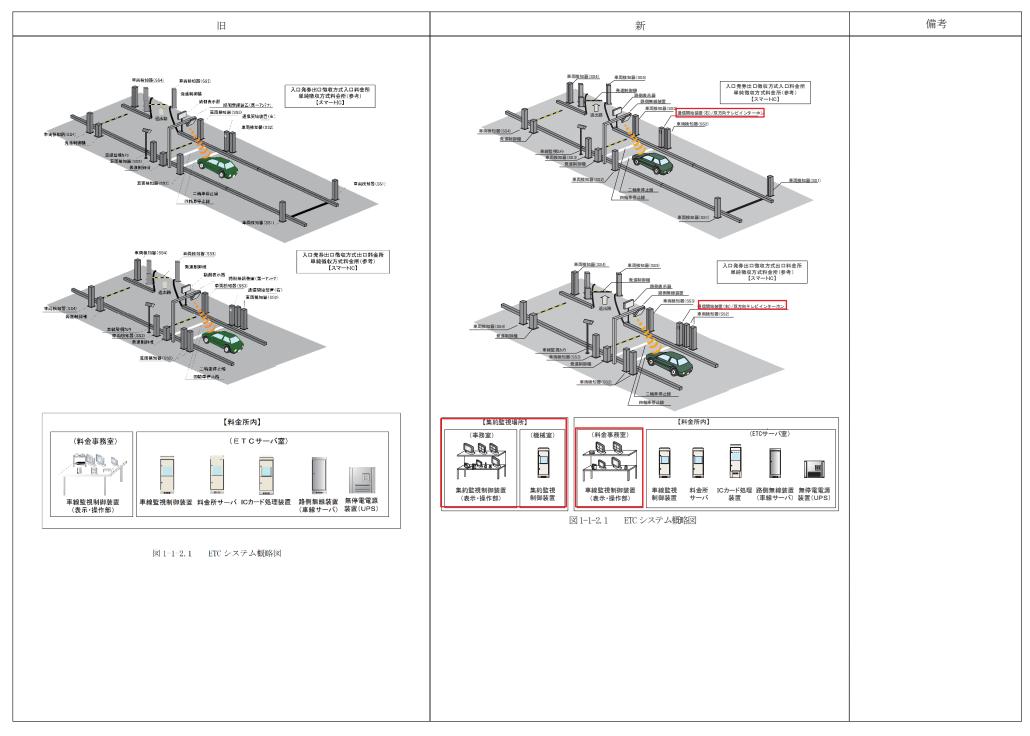
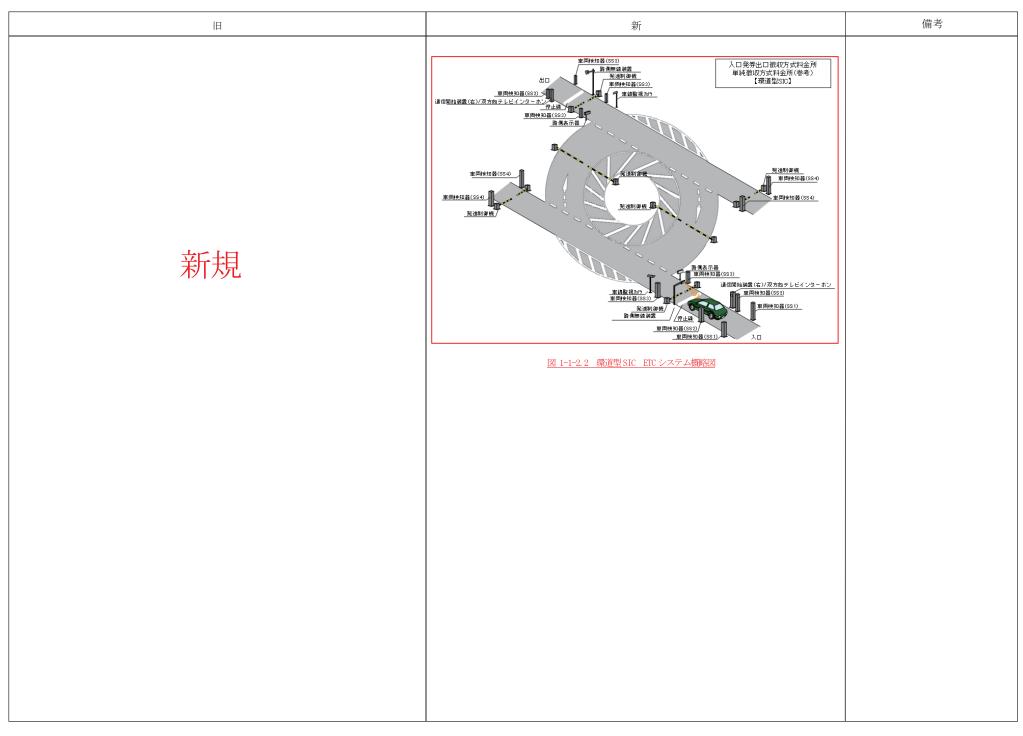
旧	新	備考
車両検知器(スマート IC 用 2G) 仕様書	車両検知器(スマート IC 用 2G) 仕様書	
施仕第 20223-3 (2G) 号	施仕第 20 24223-3 (2G) 号	
令和2年 7月	令和2 <u>6</u> 年 7月	
	東日本高速道路株式会社	
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	

IB	新	備考
車両検知器仕様書(スマート IC 用 2G) (目次)	車両検知器仕様書(スマート IC 用 2G) (目次)	
第1章 一般的事項	第1章 一般的事項 1-1 1-1 本仕練書の適用範囲及びFITCシステムの概要 1-1 1-1-2 FITC システムの概要 1-1 1-1-2 FITC システムの概要 1-1 1-1-3 ETC 路側装置の機能概要 1-3 1-2 他の規格を及び仕審書等との関連 1-4 1-3 適用規格 1-5 1-4 用語の説明 1-6 第2章 必要条件 2-1 2-1 企要条件及内構造 2-1 2-1 企要条件及内構造 2-3 2-2-1 電源部の特性 2-3 2-2-2 地別部の特性 2-3 2-2-2 地別部の特性 2-3 2-2-3 診臓条件 2-3 2-2-3 診臓条件 2-3 2-2-4 絶縁動狂 2-3 2-2-6 後妻社様 2-4 2-5 塗装仕様 2-4 第5条件 2-5 2-7 付属品 2-6 2-8 子偏品 2-6 2-8 子偏品 2-6 2-8 子偏品 2-6 3-1 車両検知器の概要 3-1 3-1 車両検知器の概要 3-1 3-1-1 車両検知器の概要 3-1 3-1-2 車両検知器の確類 3-3 3-2 機能及び物作 3-5 3-2-1 再動検知器の定義及び確類 3-3 3-2・2 地能及び動作 3-5 3-2-1 車両検知器ので複数 3-3 3-1-2 車両検知器の定義及び確類 3-3 3-2-2 単純を及び動作 3-5 3-2-1 車両検知器の可能数 3-3 3-2-2 単純を及び動作 3-5 3-2-1 車両検知器の可能数 3-3 3-2-2 単純を及び動作 3-5 3-2-2 進入・退出検知機能 3-6	

IE	新	備考
3-2-5 長尺積載物検知機能 3-7 3-2-6 故障診断部の機能 3-7 3-2-7 HMI 部の機能 3-9 3-2-8 インタフェース部の機能 3-10 3-2-9 電源部の機能 3-12 第 4 章 試験及び検査 4-1 4-1 自主検査 4-1 4-2 性能検査 4-1 4-2-1 進入・退出検知機能精度検査 4-2 4-2-2 車軸検知機能精度検査 4-3 4-3 工場立会検査 4-4	3-2-5 長尺積載物検知機能 3-7 3-2-6 故障診断部の機能 3-7 3-2-7 HMI 部の機能 3-9 3-2-8 インタフェース部の機能 3-10 3-2-9 電原部の機能 3-12 第4章 試験及び検査 4-1 4-1 自主検査 4-1 4-2 性能検査 4-1 4-2-1 進入・退出検知機能精度検査 4-2 4-2-2 車軸検知機能精度検査 4-3 4-3 工場立会検査 4-4	
付属資料A ETC 標準機能分担表 付属資料B ETC 装置間データフロー 添付資料—1 斜め進入時の多軸を補正する機能 本仕様書の適用は以下のとおりである。 東日本高速道路株式会社 令和2年 7月 中日本高速道路株式会社 令和2年 7月 西日本高速道路株式会社 令和2年 7月	付属資料A ETC 標準機能分担表 付属資料B ETC 装置間データフロー 添付資料-1 斜め進入時の多軸を補正する機能 本仕様書では各道路会社に適用する。 ※1: 東日本高速道路株式会社に適用する。 ※2: 中日本高速道路株式会社に適用する。 ※3: 西日本高速道路株式会社に適用する。 ※3: 西日本高速道路株式会社に適用する。 本仕様書の適用は以下のとおりである。 東日本高速道路株式会社 令和26年7月 中日本高速道路株式会社 令和26年7月 西日本高速道路株式会社 令和26年7月	

旧	新	備考
1章 一般的事項	第1章一般的事項	
-1 本仕様書の適用範囲及び ETC システムの概要	1-1 本仕様書の適用範囲及びETC システムの概要	
1-1-1 本仕様書の適用範囲 本仕様書は、有料道路等における有料道路自動料金支払いシステム(以下、「ETC システム: Electronic Toll Collection System 」という。)に用いて、スマート IC の ETC 車線 を通行する車両(二輪車含む)(以下、「車両等」という。)の進入、退出、車軸、後退、長 尺検知を行う車両検知器(以下、「本装置」という。)に適用する。	1-1-1 本仕様書の適用範囲 本仕様書は、有料道路等における有料道路自動料金支払いシステム(以下、「ETC システム: Electronic Toll Collection System 」という。)に用いて、スマートIC のETC 車線を通行する車両(二輪車含む)(以下、「車両等」という。)の進入、退出、車軸、後退、長尺検知を行う車両検知器(以下、「本装置」という。)に適用する。	
1-1-2 ETC システムの概要 ETC システムとは、有料道路等における料金所において車両等が装着した車載器と料金 所ゲートに設置した路側無線装置との間で、車両の通行や料金に関する情報を無線通信に よって交信し、人手を介することなく自動的に料金を支払うことを可能とするシステムで あり、 1. 料金所渋滞の解消 2. キャッシュレス化による利便性の向上 3. 管理費の削減 を目的としている。 なお、以下にスマート IC の ETC システム機略図を図 1 1 2.1 に示す。	1-1-2 ETCシステムの概要 ETCシステムとは、有料道路等における料金所において車両等が装着した車載器と料金所 ゲートに設置した路側無線装置との間で、車両等の通行や料金に関ける情報を無線通信に よって交信し、人手を介することなく自動的に料金を支払うことを可能とするシステムで あり、 1. 料金所渋滞の解消 2. キャッシュレス化による利便性の向上 3. 管理費の削減 を目的としている。 なお、以下ニスマートICのETCシステム機路図を図1-1-2.1に、環道型前方退出路 スマートIC(以下、「環道型 SIC」という。)のETCシステム機略図を図1-1-2.2.2 に示す。	





1-1-3 ETC 路側装置の機能概要

各 ETC 路側装置の機能概要を以下に示す。

- (1) 路側無線装置(料金所用)
- 1) アンテナ(無線部)

ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、料金徴収に必要なデータを送受信する。

2) 車両管理アンテナ (無線部) (オプション)

車両の軸数情報を車載器に割りつけるため、車載器のLIDを取得する。

3) 車線サーバ(通信制御部)

各 ETC 路側装置の動作状況により制御を行い、アンテナで受信したデータ等を処理し、料金所サーバへ送信する。また、各 ETC 路側装置から送出される故障情報を受信する。

(2) ETC 車線表示板 (オプション)

ETC 車線を通行する車両に対し、車線運用状況の表示を行う。

(3) 車両検知器

ETC 車線を通行する車両に対し、車両の検知等を行い、通行情報の処理を行う。

(4) ナンバープレート読取装置 (オプション)

ETC 車線を通行する車両に対し、車種識別対象となった車両について、ナンバープレート情報等の情報を取得し車種識別を行う。また、併せて車両検知器(SI)の各種機能を行う。

(5) 路側表示器

ETC 車線を通行する車両に対し、表示器の表示により、通行可否、料金表示等の表示を行う。

(6) 発進制御機

ETC 車線を通行する車両に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う。

(7) 通信開始装置

ETC 車線に一旦停車した車両の車載器とアンテナとの無線通信開始の制御を行う。また、インターホンを実装し、親機と子機で構成され、停車した車両との通話に用いる。

(8) 車線監視カメラ

ETC 車線を通行する車両等の撮影を行う。

(9) 料金所サーバ

車線サーバからの各 ETC 路側装置の状態監視や木装置の状態監視を行い、車線監視 制御装置へ通知及び料金収受機械システム等の上位装置への ETC 処理結果情報の送受 信を行う。 1-1-3 ETC 路側装置の機能概要

各 ETC 路側装置の機能概要を以下に示す。

- (1) 路側無線装置(料金所スマート IC 用)
- 1) アンテナ(無線部)

ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、料金徴収に必要なデータを送受信する。

2) 車両管理アンテナ (無線部) (オプション)

車両の軸数情報を車載器に割りつけるため、車載器のLIDを取得する。

- 3) 車線サーバ(通信制御部) 各 ETC 路側装置の動作状況により制御を行い、アンテナで受信したデータ等を処理 し、料金所サーバへ送信する。また、各 ETC 路側装置から送出される故障情報を受信す る。
- (2) ETC 車線表示板(オプション) ETC 車線を通行する車両に対し、車線運用状況の表示を行う。
- (3) 東両検知器

ETC 車線を通行する車両に対し、車両の検知等を行い、通行情報の処理を行う。

(4) ナンバープレート読取装置 (オプション)
ETC 車線を通行する車両に対し、車種識別対象となった車両について、ナンバープレー 上環像を行い、ナンバープレート情報等の情報を取得し車種識別を行う。また、併せて車 両輪知器(S1)の各種機能を行う。

(5) 路側表示器

ETC 車線を通行する車両に対し、表示器の表示により、通行可否、及び料金表示等の表示を行う。

(6) 発進制御機

ETC 車線を通行する車両に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う。

(7) 通信開始装置

ETC 車線に一旦停車した車両の車載器とアンテナとの無線通信開始の制御を行う。また、インターホンを実装し、親機と子機で構成され、停車した車両との通話に用いる。

(8) 車線監視カメラ

ETC 車線をの ETC 路側機器の動作状況や車両の運行状況通行する車両等の撮影を行う。

(9) 料金所サーバ

車線サーバからの各ETC路側装置の状態監視や本装置の状態監視を行い、車線監視制御 装置へ通知及び料金収受機械システム等の上位装置へのETC処理結果情報の送受信を行 う。

(10) 車線監視制御装置

ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を行う。

旧	
---	--

(10) 車線監視制御装置

ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を行う。

(11) 無停電電源装置(UPS)

商用電源の停電等により自家発電設備から給電が開始されるまでの間、各種 ETC 路側 装置に対して安定した電源供給を行う。

(12) 集約監視制御設備※1

ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を集約し遠隔で行う。

1-2 他の規格書及び仕様書等との関連

関連する他の規格書及び仕様書(本仕様書を含む)を表 1-2.1 に示す。

表 1-2.1 関連 ETC 規格書及び仕様書一覧

20, 1	2.1 因是 DIO 州田百及UTLW百 見
番 号	関連規格書及び仕様書
ETC-B**200P	5.8GHz帯DSRC路側無線装置規格書
ETC-B** 2 0 0 P	5.8GHz帯DSRC車載器規格書
ETC-B**200P	5. 8GHz帯DSRCインタフェース規格書
ETC-B**200P	ETC路側無線装置仕様書
ETC-B**200P	ETC車載器仕様書
施什第**223-3号	車両検知器(スマート IC 用 2 G)仕様書
施仕第**223-1号	路側無線装置(スマートIC用2G)仕様書
施仕第**223-5号	路側表示器(スマートIC用2G)仕様書
施仕第**223-6号	発進制御機 (スマート IC 用 2 G) 仕様書
施仕第**223-8号	通信開始装置(スマート IC 用 2 G)仕様書
施仕第**223-10号	車線監視カメラ(スマート IC 用 2 G)仕様書
施仕第**223-11号	料金所サーバ(スマート IC 用 2 G)仕様書
施仕第**223-13号	車線監視制御装置(スマート IC 用 2 G)仕様書
施仕第**223-16号	車線サーバ(ソフトウェア)(スマート IC 用 2 G) 仕様書
施仕第**223-17号	無停電電源装置 (UPS) (スマート IC 用 2 G) 仕様書
施仕第**223-30号	集約監視制御設備(スマート IC 用 2 G)仕様書※1

^{※ **}は最新版の西暦下2桁(2012年ならば12)が適用される。

※1 中日本高速道路株式会社に適用する。

(11) 無停電電源装置(UPS)

商用電源の停電等により自家発電設備から給電が開始されるまでの間、各種ETC路側装置に対して安定した電源供給を行う。

(12) 集約監視制御設備※1 装置

ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を集約し遠隔で行う。

(13) 案内表示板 (オプション)

通行する車両に対し、直進、退出路誘導等の案内表示を行う。

(14) 双方向テレビインターホン

料金事務室に設置された親機と、アイランド上に設置された子機で構成され、料金事務室とアイランド間で双方向の映像配信し、映像を見ながら音声で通話するためのインターホンに用いる。

1-2 他の規格書及び仕様書等との関連

関連する他の規格書及び仕様書(本仕様書を含む)を表 1-2.1 に示す。

表 1-2.1 関連 ETC 規格書及び仕様書一覧

番号	関連規格書及び仕様書
ETC-B⇔200P	5.8GHz 带DSRC路側無線装置規格書
ETC-B₩ <u>200<mark>210</mark></u> P	5.8GHz 帯DSRC 車載器規格書
ETC-B₩ 200 230P	5.8GHz 帯 DSRC インタフェース規格書
ETC-B⇔200P	ETC 路側無線装置仕様書
ETC-B₩200 <u>210P</u>	ETC 車載器仕様書
施仕第223-1 (2G) 号	路側無線装置 (スマート IC 用 2G) 仕様書
施仕第≈223-3 (2G) 号	車両検知器 (スマート IC 用 2G) 仕様書
施仕第14223-5 (2G) 号	路側表示器(スマート IC 用 2G)仕様書
施仕第223-6 <u>(2G)</u> 号	発進制御機(スマート IC 用 2G)仕様書
施仕第14223-8 (2G) 号	通信開始装置 (スマート IC 用 2G) 仕様書
施仕第223-10 (2G) 号	車線監視カメラ(スマート IC 用 2G)仕様書
施仕第223-11 (2G) 号	料金所サーバ(スマートIC用2G)仕様書
施仕第223-13 (2G) 号	車線監視制御装置 (スマート IC 用 2G) 仕様書
施仕第**223-16 <u>(2G)</u> 号	車線サーバ (ソフトウェア) (スマート IC 用 2G) 仕様書
施仕第223-17 <u>(2G)</u> 号	無停電電源装置 (LPS) (スマート IC 用 2G) 仕様書
施仕第223-30 <u>221-33(2G)</u> 号	集約監視制御 <mark>装置設備(スマートIC 用</mark> 2G)仕様書※1
施仕第**221-34 (2G) 号	双方向テレビインターホン (2G) 仕様書

※注:**は最新版の西暦下2桁(2012年ならば12)が適用される。

※1 中日本高速道路株式会社に適用する。

旧	新	備考
3 適用規格	1-3 適用規格	
本仕様書に記載のない事項は次の規格等を適用するものとする。	本仕様書に記載のない事項は次の規格等を適用するものとする。	
なお、特に版数を指定しない限りは最新版を適用するものとする。		
・まるく、1911年度の名と1日人といます。日本の人が11以上と地上11 チェン・シュー	なお、特に版数を指定しない限りは最新版を適用するものとする。	
(1) 適用規格、基準	(1) 適用規格、基準	
1) 国際電気標準会議(IEC)推奨規格	1) 国際電気標準会議(IEC)推奨規格	
2) 国際電気通信連合無線通信部門勧告及び電気通信標準化部門勧告(ITU-R 勧告、ITU-	2) 国際電気通信連合無線通信部門勧告及び電気通信標準化部門勧告(ITU-R 勧告、ITU-T	
T 勧告)	勧告)	
3) 国際標準化機構規格(ISO)	3) 国際標準化機構規格(ISO)	
4) IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)規格	4) IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)規格	
5) ANSI(American National Standards Institute)規格	5) ANSI (American National Standards Institute)規格	
6) 日本産業規格(JIS)	6) 日本産業規格(JIS)	
7) 電気規格調査会標準規格 (JEC)		
8) 日本電機工業会規格 (JEM)	7) 電気規格調査会標準規格(JEC)	
9) 電子情報技術産業会 (JEITA) 規格	8) 日本電機工業会規格(JEM)	
of ETHARMERA (James Marie	9)電子情報技術産業 <mark>協</mark> 会(JEITA)規格	
(2) 日本国適用法令	(2) 日本国適用法令	
1) 電波法(昭和 25 年、法律第 131 号)	1) 電波法(昭和25年、法律第131号)	
2) 道路法(昭和 27 年、法律第 180 号)	2) 道路法(昭和27 年、法律第180号)	
3) 道路構造令		
4) 国土交通省令	3) 道路構造令	
5) 経済産業省令「電気設備に関する技術基準」	4) 国土交通省令	
6) その他関連法令	5) 経済産業省令 「電気設備に関する技術基準 <mark>を定める省令</mark> 」	
OF CONTRACTOR IN	6) その他関連法令	

第2章 必要条件

2-1 必要条件及び構造

本装置の必要条件及び構造を以下に示す。

- (1) 構造、形状、寸法、質量はなるべく小型、軽量で堅牢であること。
- (2) 地震、台風、火災等に対する措置が講じられている構造であること。なお、屋外設置装 置に関しては、併せて、防水、防錆、防塵、塩害に対する措置が講じられている構造であ り、かつ当該納入製品又は同一仕様において JIS C 0920 「電気機械器具の外郭による保 護等級 (IP コード) | IPx3 以上とする。
- (3) 人体への影響、他の電子機器への電磁干渉に対して十分な配慮が払われていること。
- (4) 筐体は、容易に開けられない構造とし、扉を設置する場合は、複数の構造の異なる鍵に より施錠できるものとし、鍵の仕様については別途指示するものとする。
- (5) 筐体内部の発熱(屋外設置装置に関しては太陽光による輻射熱も含む)等の局所的な温 度上昇を緩和する構造とすること。
- (6) 電源投入状態で、構成品の内部に結露を発生させない構造とすること。
- (7) 無停電電源装置の切替等の瞬断時に、安定した動作をすること。
- (8) 車両等進行方向に対して、側面又は裏面からの保守点検(計器測定を含む)が容易に行え る構造とし、運用車線への影響を極力少なくすること。また、保守点検は簡便に行えるこ ととし、外部出力信号を出せる構造であること。なお、車軸検知機能(踏み板方式)を交換 する場合は、容易な方法で交換が可能な構造とする。
- (9) 筐体は D 種接地を施すことのできる構造であること。 また、下記の(10)及び(11)に示す雷保護デバイスは、別途、避雷専用の接地を施す ことが出来る構造であること。
- (10) 屋外設置装置の電源部は、JIS C 5381-1「低電圧システムに接続するサージ保護デバ イスの所要性能及び試験方法」クラスⅡを満足する耐雷に対する措置を講ずること。な お、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は 5,000A とする。
- (11) 屋外設置装置の回線保護については、HS C 5381-21 「通信及び信号回路に接続するサ ージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」カテゴリ C2 を満足する耐雷に対する措置を 講ずること。なお、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は5,000Aとする。
- (12) 本装置は各部が一体型の構造を取るが、要求事項を実現するために各種必要な計測器 がある場合には、分離した構造をとることも可能とする。
- (13) 本装置は、降雪、降雨等により検知精度が低下しない構造であること。

第2章 必要条件

2-1 必要条件及び構造

本装置の必要条件及び構造を以下に示す。

- (1) 構造、形状、寸法、及び質量はなるべく小型、軽量で堅牢であること。
- (2) 地震、台風、火災等に対する措置が講じられている構造であること。なお、屋外設置装置 に関しては、併せて、防水、防錆、防塵、及び塩害に対する措置が講じられている構造で あり、かつ当該納入製品又は同一仕様において IIS C 0920 「電気機械器具の外郭による 保護等級 (IP コード) | IPx3 以上とする。
- (3) 人体への影響、他の電子機器への電磁干渉に対して十分な配慮が払われていること。
- (4) 筐体は、容易に開けられない構造とし、扉を設置する場合は、複数の構造の異なる鍵によ り施錠できるものとし、鍵の仕様については別途指示するものとする。
- (5) 筐体内部の発熱(屋外設置装置に関しては太陽光による輻射熱も含む)等の局所的な温度上 昇を緩和する構造とすること。
- (6) 電源投入状態で、構成品の内部に結露を発生させない構造とすること。
- (7) 無停電電源装置の切替等の瞬断時に、安定した動作をすること。
- (8) 屋外設置装置については、車両等進行方向に対して、側面又は裏面からの保守点検(計器 測定を含む)が容易に行える構造とし、運用車線への影響を極力少なくすること。また、 保守点検は簡便に行えることとし、外部出力信号を出せる構造であることとする。なお、 車軸検知機能(踏み板方式)を交換する場合は、容易な方法で交換が可能な構造とする。
- (9) 筐体はD種接地を施すことのできる構造であること。 また、下記の(10)及び(11)に示す雷保護デバイスは、別途、避雷専用の接地を施すことが 出来る構造であること。
- (10) 屋外設置装置の電源部は、JIS C 5381-11「低電圧配電システムに接続する低圧サージ保 防護デバイスの所要要求性能及び試験方法」クラスⅡを満足する耐雷に対する措置を講ず ること。なお、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は5,000Aとする。
- (11) 屋外設置装置の回線保護については、ITS C 5381-21 「通信及び信号回路線に接続するサ ージ防護デバイス (SPD) の所要要求性能及び試験方法 カテゴリ C2 を満足する耐雷に 対する措置を講ずること。なお、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は5,000Aと
- (12) 本装置は各部が一体型の構造を取るが、要求事項を実現するために各種必要な計測器が ある場合には、分離した構造をとることも可能とする。
- (13) 本装置は、降雪、降雨、太陽光等により検知精度が低下しないにくく、センサ前面が汚 れにくい構造であること。ただし、堆雪時を除くものとする。

旧	新	備考
(14) 筐体に管理銘板を取り付けるものとする。 管理銘板は耐久性に優れた材質とし、記載事項は明瞭に刻印又は印刷するものとする。 また、取付位置は筐体扉等の内側の下部とし、堅牢に取付けるものとする。記載事項 は日本文字で記載するものとし、次のとおりとする。なお、管理銘板の参考図を図 2- 1.1 に示す。 ・記載事項 :「○日本高速道路株式会社」「○○装置」「仕様書番号」「定格電 圧」「周波数」「製造年月(工場出荷時期とする。)」「製造者」	(14) 筐体に管理銘板を取り付けるものとする。 管理銘板は耐久性に優れた材質とし、記載事項は明瞭に刻印又は印刷するものとする。 また、取付位置は筐体扉等の内側の下部とし、堅牢に取付けるものとする。記載事項は 日本文字で記載するものとし、次のとおりとする。なお、管理銘板の参考図を図2-1.1 に 示す。 一記載事項 :「○日本高速道路株式会社」「○○装置」「仕様書番号」「定格電圧」「周 波数」「製造年月(工場出荷時期とする。)」「製造者」	
○日本高速道路株式会社 機器名○○装置 仕様書番号施仕第○○○○号 定格電圧 ○○○○ 周波数○○ Hz 製造年月 20○○年○○月 製造者 ○○○○○○	○日本高速道路株式会社 機器名○○装置 仕様書番号 施仕第○○○○号 定格電圧 ○○○○○ 周波数○○ Hz 製造年月 20○○年○○月 製造者 ○○○○○○	
	図 2-1.1 管理銘板 (参考図)	

旧	考
---	---

2-2 電源

2-2-1 電源部の特性

- (1) 本装置が必要とする安定化電源を備えること。
- (2) 入力電圧に対して安定した動作を行うこと。
- (3) 10ms 以内の瞬断に対応できること。
- (4) 電源部の一次側にノイズを出さないことに留意すること。

2-2-2 入力条件

単相 AC200V±10% 50Hz/60Hz±5%

2-2-3 絶縁抵抗

交流電源入力端子-筐体間は 10MΩ以上(直流 500VA の絶縁抵抗計で測定。サージ吸収素子は除く)であること。

2-2-4 絶縁耐圧

交流電源入力端子-筐体間は、AC1500V を 1 分間印加し、異常のないこと。(サージ吸収素子は除く。)

2-3 設置条件

設置場所は料金徴収施設及びその周辺(アイランド上)とし、標準的な設置条件を図 2-3.1 に示す。

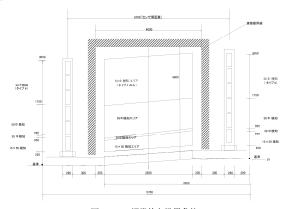


図 2-3.1 標準的な設置条件

2-2 電源

2-2-1 電源部の特性

- (1) 本装置が必要とする安定化電源を備えること。
- (2) 入力電圧に対して安定した動作を行うこと。
- (3) 10ms 以内の瞬断に対応できること。
- (4) 電源部の一次側にノイズを出さないことに留意すること。

2-2-2 入力条件

単相 AC200V±10% 50Hz/60Hz±5%

2-2-3 絶縁抵抗

交流電源入力端子-筐体間は $10 \mathrm{M}\Omega$ 以上(直流 $500 \mathrm{VA}$ の絶縁抵抗計で測定。 サージ吸収素子は除く)であること。

2-2-4 絶縁耐圧

交流電源入力端子-筐体間は、AC1500V を 1 分間印加し、異常のないこと。(サージ吸収素子は除く。)

2-3 設置条件

設置場所は料金徴収施設及びその周辺(アイランド上)とし、標準的な設置条件を図 2-3.1 に示す。

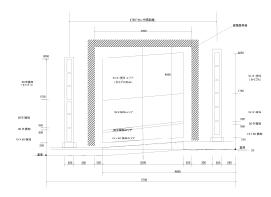


図 2-3.1 標準的な設置条件

2-4 環境条件

ETC 路側装置の環境条件を以下に示す。

設置場所	屋 内	屋 外	備	考
	IEC60721-3-3	IEC60721-3-4		
	3 S 2 / 3 M 2	4 K 2 / 4 Z 7 / 4 B 1 / 4 C 2 / 4 S 3 / 4 M 4		
環境条件	K: 気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機械的活性物質 F: 污損液体 M: 機械的条件	K: 気象条件 Z: 特別な気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機械的条件		

旧

詳細は、IEC60721-3-3 及びIEC607213-4 Classification of environmental conditions—Part3::Classification of groups of environmental parameters and their severities—Stationary use at non-weatherprotected locations. を参照のこと。

ただし、周囲温度、相対湿度及び高度は次に示すものとする。

気象条件	屋内	屋 外	備考
周囲温度	0℃~+40℃	-20°C~+50°C	
川田佃茂	(平均35℃以下)	(平均35℃以下)	
相対湿度	85%以下において	85%以下において	
1日 20 (BE/文	結蹊なきこととする。	結露なきこととする。	
高 度	1,000m以下	1,000m以下	

2-5 塗装仕様

塗装仕様については、表 2-5.1 とし、装置類の色彩に関しては特記仕様書による。

表 2-5.1 塗装仕様

設置場所	下地処理及び仕上げ
屋外	企装は前処理としてブラスト処理後重鉛溶射(JIS H 8300 「TS-W F 又はTS-ES/Zn99.99(50))を行うものとし、内外面とも下塗り及び中塗りを施し、ボリウレタン樹脂塗料の2回塗り仕上げと同等以上の塗装を行うものとする。また、赎厚は外面100 μ m以上、内面60 μ m以上とする。

2-4 環境条件

ETC 路側装置の環境条件を以下に示す。

設置場所	屋内	屋外	備考
環境条件	IEC60721-3-3 3K3/3Z1/3B1/3C1/3S2/3M2 K: 気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S:機械的活性物質 F: 污損液体	IEC60721-3-4 4K2/4Z7/4B1/4C2/4S3/4M4 K: 気象条件 Z: 特別以気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機械的活性物質	WILL S
	M:機械的条件	M:機械的条件	

詳細は、IEC60721-3-3 及びIEC60721_3-4 Classification of environmental conditions—Part3:-Classification of groups of environmental parameters and their severities—Stationary use at non-weatherprotected locations. を参照のこと。

ただし、周囲温度、及び相対湿度及び高度は次に示すものとする。

気象条件	屋内	屋外	備考
周囲温度	0℃~+40℃ - (平均35℃以下) -	-20℃~+50℃ - (平均35℃以下) -	
相対湿度	85%以下において 結露なき こと<u>もの</u>とする。	85%以下において 結露なき こと<u>もの</u>とする。	
高度	1,000m以下	1,000m以下	

2-5 塗装仕様

塗装仕様については、表2-5.1とし、装置類の色彩に関しては特記仕様書による。

表 2-5.1 塗装仕様

設置場所	下地処理及び仕上げ
屋外	塗装は前処理としてプラスト処理後亜鉛溶射(JIS H 8300 「TS-WF 又は TS-ES/Zn99.99 (50)」)を行うものとし、内外面とも下塗り及び中塗りを施し、ポリウレタン樹脂塗料の2回塗り仕上げと同等以上の塗装を行うものとする。また、膜乳は外面100μm以上、内面60μm以上とする。

- (1) 信頼度
 - 1) 本装置は、週7日、1日24時間の連続運用とし、アベイラビリティが99.5%を下回 らないよう考慮する。
 - 2) メンテナビリティを十分考慮した設計をすること。
- (2) MTBF 設計目標値

本装置の MTBF 設計目標値は、「5.8GHzDSRC 路側無線装置規格書 ETC-B**200P」 2-13-2「MTBF」のクラス G3(5×10⁴時間以上) とすること。

MTBFの設計計算に当たっては、部品故障率は公表された数値もしくは当該部品に類似の部品実績値等に基づいた数値を使用すること。

ただし、車軸検知機能(踏み板方式)に関しては、MTBF 設計目標値に含まない。

(3) 交換時間

車軸検知機能(踏み板方式)の交換時間は表2-6.1に示した値以下とする。

表 2-6.1 交換時間

対象範囲	交換時間	備考
車軸検知機能 (踏板方式)	120分以下	
車軸検知機能 (ラインセンサー方式)	30分以下	1本あたり

- 注) 交換時間は現地での作業時間とし、算出にあたっては交通規制、高所作業準 備及び部材調達等の時間は除くものとする。
- (4) MTTF(平均故障寿命)

車軸検知機能 (踏み板方式) の故障までの時間の期待値 (MTTF) は表 2-6.2 に示すとおりとする。

なお、本数値は各部位における故障までの平均的な期待値を示しており、予防保全を考慮した推奨交換周期である。

表 2-6.2 MTTF

対象範囲	MTTF	備考
車軸検知機能 (踏板方式)	500万軸 (通過軸数)	
車軸検知機能(ラインセンサー方式)	400万軸 (通過軸数)	1本あたり

2-6 信頼性

- (1) 信頼度
- 本装置は、週7日、1日24時間の連続運用とし、アベイラビリティが99.5%を下回らないよう考慮する。
- 2) メンテナビリティを十分考慮した設計を行うものとすること。
- (2) MTBF 設計目標値

本装置のMTBF 設計目標値は、「5.8GHz <mark>帯</mark> DSRC 路側無線装置規格書 ETC-B**200P」2-13-2 MTBF | のクラス G3 (5×10^t時間以上)とすること。

なお、MTBFの設計計算に当たっては、部品故障率は公表された数値もしくは当該部品に類似の部品実績値等に基づいた数値を使用するものとすること。

ただし、車軸検知機能(踏み板方式)に関しては、MTBF 設計目標値に含まないものとす

<u>る</u>。

(3) 交換時間

車軸検知機能(踏み板方式)の交換時間は表2-6.1 に示した値以下とする。

表 2-6.1 交換時間

対象範囲	交換時間	備考
車軸検知機能(踏板方式)	120分以下	
車軸検知機能(ラインセンサー方式)	30分以下	1本あたり

注) 交換時間は現地での作業時間とし、算出にあたっては交通規制、高所作業準備及 ひ部村調達等の時間は除くものとする。

(3) MTTF(平均故障寿命)

車軸検知機能(路板方式)の故障までの時間の期待値(MTTF)は表 2-6.1 に示すとおりとする。

なお、本数値は各部位における故障までの平均的な期待値を示しており、予防保全を考慮した推奨交換周期である。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめMTTF値について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.1 MTTF

対象範囲	<u>MTTF</u>	<u>備 考</u>
車軸検知機能(踏板方式)	500 万軸 (通過軸数)	
車軸検知機能(ラインセンサー方式)	400 万軸 (通過軸数)	<u>1本あたり</u>

旧		新		備考
	(4) MITE(平均故障寿命) 車軸検知機能(婚み板方式)の故障までの時間の期待値(MITE)は表2-6.2に示すとおりと する。 なお、本数値は各部位における故障までの平均的な期待値を示しており、予防保全を考慮した推奨交換周期である。			
	本軸検知機能 (発展力式) 本軸検知機能 (ラインセンサー方式)	MTTF 500 万軸 (通過軸 400 万軸 (通過軸		
	(4) 交換時間 車軸検知機能(踏板方式)の交換時間 また、下表以外に定期的な交換を必 間について監督員の承諾を得るものと	(要とする部位を使用す :する。		
	表 2-1 対象範囲	6.2 <u>交換時間</u>	備考	
	車軸検知機能(踏板方式)	120 分以下		
	車軸検知機能(ラインセンサー方式) 注:交換時間は現地での実作業時間とし、	30分以下	1本あたり	
	調査等の時間は除くものとする。 ただし、交換時間には関連する部品 の設定作業は除く。)を含むものとする		紫調整(装置の立上げ等のため	

旧	新	備考
-7 付属品 付属品を表 2-7.1 に示す。	2-7 付属品 付属品を表2-7.1に示す。	
表 2-7.1 付属品一覧 品 名 備 考 篮体開閉用の鍵 納入数量は特記仕様書で定める 通信ケーブル 詳細は特記仕様書による 電源ケーブル	表 2-7.1 付属品一覧 品 名 備 考 (
品ではないものとする。	特殊工具	
-8 予備品 予備品の品名及び数量は特記仕様書に定める。	2-8 予備品 予備品の品名及び数量は特記仕様書に定める。	
-9 保守用品 保守用品の品名及び数量は特記仕様書に定める。	2-9 保守用品 保守用品の品名及び数量は特記仕様書に定める。	

旧

第3章 車両検知器

3-1 車両検知器の概要

ETC 車線を通行する車両等に対し、車両等の検知等を行う

3-1-1 機能及び構成

- (1) 車両検知器は、車線に進入する各種の車両等を検知する車両検知部と、車両検知部から の情報を受け取り、車線サーバとの間で、必要なデータの送受信を行うインタフェース部、 車両検知器内の状態監視を行う故障診断部、手動による保守点検モードの切替等を行う IMI 部より構成される。
- (2) 本装置は、無停電電源等の安定な電源の供給を受けることにより、商用電源が停電時に おいても動作を継続する。また、無停電電源装置の切替に伴う瞬断時においても本装置の 機能は確保する。

なお、構成図を図 3-1-1.1、機能配分を図 3-1-1.2 に示す。

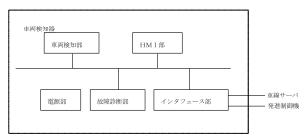


図 3-1-1.1 構成図

第3章 車両検知器

3-1 車両検知器の概要

ETC 車線を通行する車両等に対し、車両等の検知等を行う。

3-1-1 必要条件及び構造

第2章 2-1 必要条件及び構造によるものとし、以下の項目を追加する。

端子台等により車軸検知機能を容易に切り離せる構造とすること。

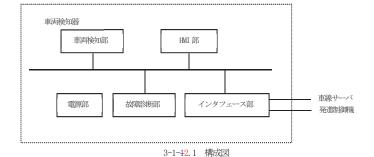
なお、車両検知器から軸数センサ間の誤結線防止措置として、ケーブルタグ及び端子台等への接続

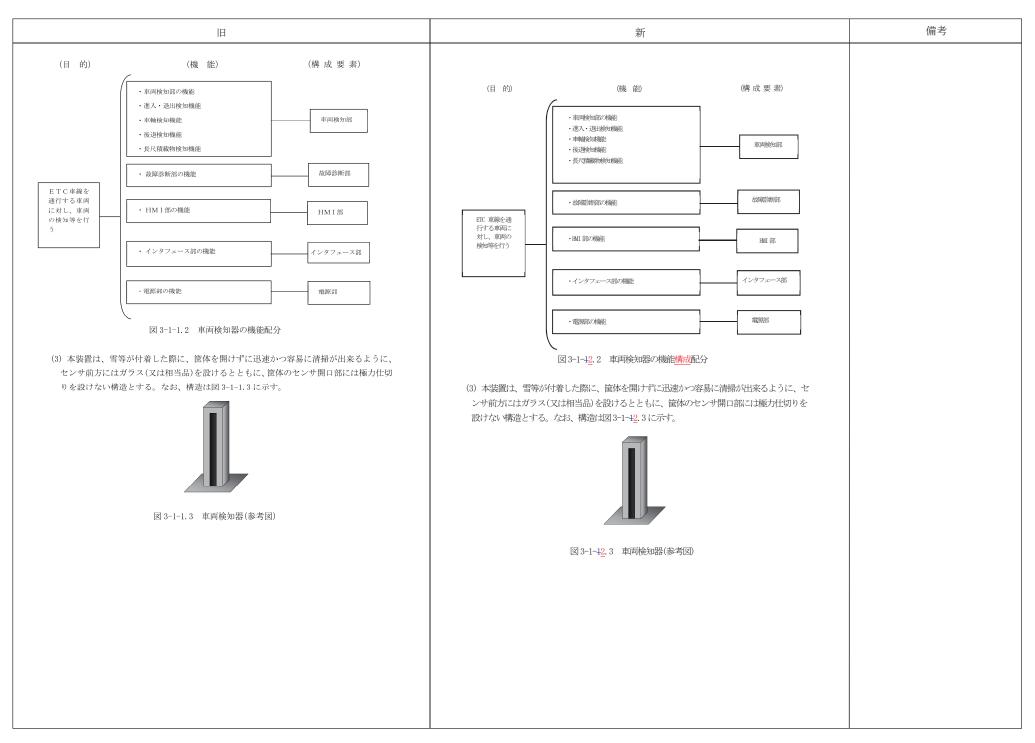
番号表示など、設計上の配慮をすること。

3-1-12 機能及び構成

- (1) 車両検知器は、車線に進入する各種の車両等を検知する車両検知部と、車両検知部からの情報を受け取り、車線サーバとの間で、必要なデータの送受信を行うインタフェース部、車両検知器内の状態監視を行う故障診断部、手動による保守点検モードの切替等を行うHMI 部より構成される。
 - (2) 本装置は、無停電電源等の安定な電源の供給を受けることにより、商用電源が停電時においても動作を継続する。また、無停電電源装置の切替に伴う瞬断時においても本装置の機能は確保する。

なお、構成図を図3-1-42.1、機能構成配分を図3-1-42.2に示す。





3-1-2 車両検知器の種類

本装置の種類は表 3-1-2.1 のとおりとする。また、表 3-1-2.2 に車両検知器の種類毎機能分類を示す。

表 3-1-2.1 車両検知器の種類

公 1 1 1 中国从 1 1					
種 類	適用	記	事		
タイプ 1S	入口発券出口徴収方式の入口料金所及び単純徴収方式に適用する。				
タイプ 2S	入口発券出口徴収方式の出口料金所に適用する。				
タイプ 3S	入口発券出口徴収方式及び単純徴収方式に適用する。				
タイプ 4S	入口発券出口徴収方式及び単純徴収方式に適用する。				
タイプ 5S	入口発券出口徴収方式及び単純徴収方式に適用する。				

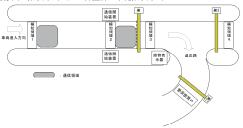
表 3-1-2.2 車両検知器の機能

種 類	進入・退出 検知機能	車軸 検知機能	後退 検知機能	長尺積載物* 検知機能	バーリリース 検知切離機能	備	考
タイプ 1S	0	0	0	_	_		
タイプ 2S	0	-	0	_	-		
タイプ 3S	0	_	_	_	_		
タイプ 4S	0	_	_	0	0		
タイプ 5S	0	-	_	_	0		

※ 長尺積載物とは車両の車体の前後からはみ出した積載物のことを示す。

3-1-3 車両検知器の定義及び種類

(1) 入口発券出口徴収方式:入口料金所・単純徴収方式



注)検知領域1の通信領域のアンテナ設置はオプションとする。また、検知領域2の通信領域に設置されるアンテナを第一アンテナとする。

検知領域	検知領域 1(SS1)	検知領域 2 (SS2)	検知領域 3 (SS3)	検知領域 4(SS4)	検知領域 5 (SS5)
種類	タイプ 18 (※1)	タイプ 3S	タイプ 4S また は 5S	タイプ 48 また は 58 (※2)	タイプ 4S また は 5S (※2)

※1:ナンバープレート読取装置(2G)を設置する場合は非設置。

※2:幅員が7mを超える場合は設置しない。

図 3-1-3.1 検知領域とタイプ設定(3)-入口料金所単純収受方式退出路あり

3-1-23 車両検知器の種類

本装置の種類は表 3-1-23.1 のとおりとする。また、表 3-1-23.2 に車両検知器の種類毎機能分類を示す。

表 3-1-23.1 車両検知器の種類

種 類	適 用	記 事
タイプ1S	入口発券出口徴収方式の入口料金所及び単純徴収方式に適用する。	
タイプ2S	入口発券出口徴収方式の出口料金所に適用する。	
タイプ3S	入口発券出口徴収方式及び単純徴収方式に適用する。	
タイプ 4S	入口発券出口徴収方式及び単純徴収方式に適用する。	
タイプ5S	入口発券出口徴収方式及び単純徴収方式に適用する。	

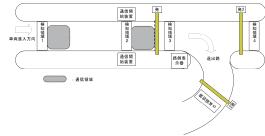
表 3-1-23.2 車両検知器の機能

種 類	進入・退出 検知機能	車軸検対機能	後退 検知機能	長尺積載物。 (注) 検知機能	バーリリース 検知切離機能	備考
タイプ IS	0	0	0	_	_	
タイプ2S	0	_	0	_	-	
タイプ3S	0	_	_	_	-	
タイプ 4S	0	_	_	0	0	
タイプ5S	0	_	_	_	0	

※注:長尺積載物とは車両の車体の前後からはみ出した積載物のことを示す。

3-1-34 車両検知器の定義及び種類

(1) 入口発券出口徴収方式:入口料金所・単純徴収方式



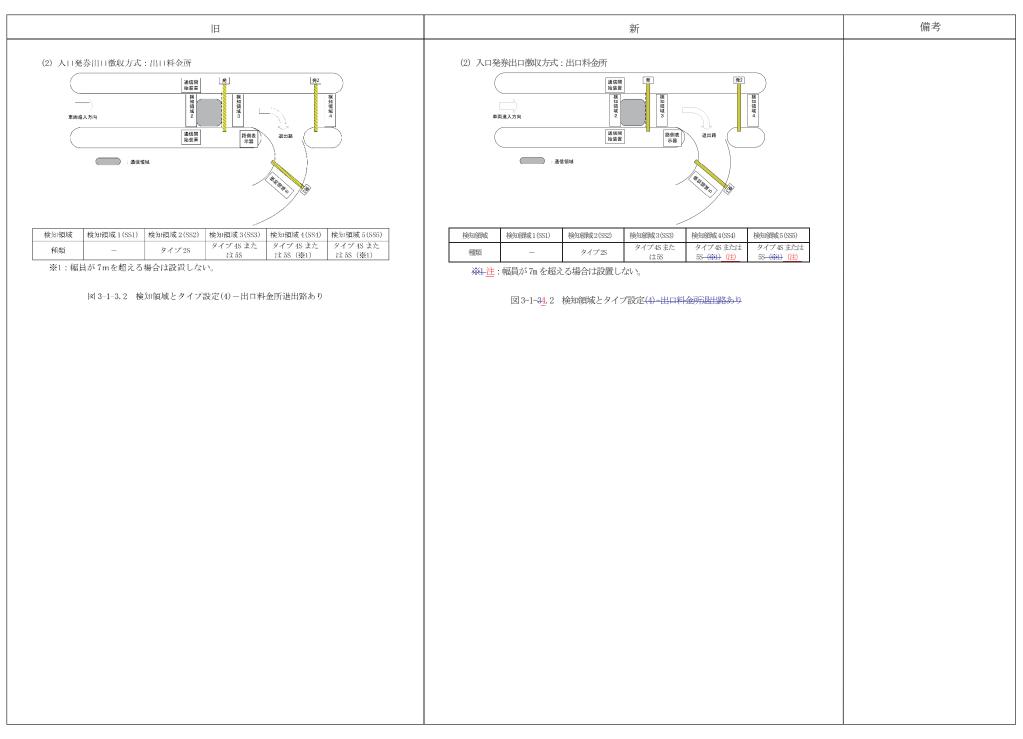
注: 検知領域1の通信領域のアンテナ設置はオプションとする。また、検知領域2の通信領域に設置されるアンテナを第一アンテナとする。

検知領域	検知領域1(SS1)	検知領域2(SS2)	検知領域3(SS3)	検知領域4(SS4)	検知領域 5 (SS5)
種類	タイプ IS - (※1) (注 1)	タイプ3S	タイプ 4S また は 5S	タイプ4Sまたは 5S-(※2) (注2)	タイプ4Sまたは 5S-(※2) (注2)

※1:注1: ナンバープレート読取装置(2G)を設置する場合は非設置。

※2:注2: 幅員が7mを超える場合は設置しない。

図 3-1-34.1 検知領域とタイプ設定(3)-入口料金所単純収受方式退出路あり



旧	新	備考
2-2 機能及び動作 3-2-1 車両検知部の機能 (1) 車両検知領域に応じ、3-1-2 「車両検知器の種類」で指定する機能を有することとする。 (2) 意図しない極小時間の車両分離(大型トラックのミラーによる分離や、ボートトレーラーの牽引金具等による分離)を防ぐため、オフディレイタイマ機能を有することとする。また、タイマ値は設定変更が容易に行えることとする。また、タイマ値は設定変更が容易に行えることとする。なお、オフディレイタイでにより、 (3) 及び (4) ④項に示す速度 80 km/h、車間 0.5m で追従走行する車両の分離ができなくなる場合があるため、オフディレイタイマの設定値については交通特性等を考慮し、監督員の承諾を得るものとする。 (3) 80km/h 以下で進入する車両等に対して機能を満たすこととする。 (4) 車両等の分離は、次の条件においてレーン横断勾配を考慮し、車線幅方向 2500mm(レーン幅 3500mmで車線中央 2500mm)、高さ方向で路面から 250mm~1750mm の範囲において車両検知が可能であることとする。 ① 250mm から 650mm の範囲を対象に、最小 15mm(高さ) ×50mm(幅)の連結棒にて連結されている車両を1 台として検知可能とすること。② 650mm から 690mm については 30mm φ以上の連結棒にて連結されている車両等を1 台として検知可能とすること。③ 690mm から 1750mm については 50mm φ以上の連結棒にて連結されている車両等を1 台として検知可能とすること。 ① オフディレイタイマを無効とした条件において、車向等間隔 0.5m 以上で追従走行している車両等を、各々1 台として分雕検知できることとする。 (5) 車両検知部の異常を検出した場合には、その検知処理を切り離すことができること。なお、異常を検出した場合には、3-2-6(1)で規定する監視内容に基づいて、車線サーバに故障情報を通知できること。(6) 必要なデータを誤りなく車線サーバに対して伝送できること。(7) 計測対象の車両等が車道を通常走行している状態における進入・退出検知機能の精度及び、車軸検知機能の精度は「4-2 性能検査」によるものとする。	3-2 機能及び動作 3-2-1 車両検知部の機能 (1) 車両検知部の機能 (1) 車両検知部の機能 (1) 車両検知部域にに、3-1-23 「車両検知器の種類」で指定する機能を有するニとものとする。 (2) 意図しない極り時間の車両分離(大型トラックのミラーによる分離や、ボートトレーラーの牽引金具等による分離)を防ぐため、オフディレイタイマ機能を有するニとものとする。また、タイマ値は設定変更が容易に行えるニとものとする。なお、オフディレイタイマにより、(3) 及び (4) ④項に示す速度 80 km/h、車間 0. 5m で 追従走行する車両の分離ができなくなる場合があるため、オフディレイタイマの設定値 「無し・10ms・30ms・50ms・80ms・100ms・120ms・150ms」を基本とするがについては交通特性等を考慮し、監督員の承諾を得るものとする。 (3) 80km/h 以下で進入する車両等に対して機能を満たすニとものとする。 (4) 車両等の分離は、次の条件においてレーン機能を満たすニとものとする。 (4) 車両等の分離は、次の条件においてレーン機能を満たすこと・前の連囲において車両検知が可能であるニとものとする。 (1) 250mm から 650mm の範囲を対象に、最小15mm(高さ)×50mm(幅のの連結案にて連結されている車両等を1合として検知可能とすること。 (2) 650mm から 690mm については 50mm φ 以上の連結構にて連結されている車両等を1 台として検知可能とすること。 (3) 690mm から 1750mm については 50mm φ 以上の連結構にて連結されている車両等を1 台として検知可能とすること。 (4) オフディレイタイマを無効とした条件において、車両等間隔 0. 5m 以上で追従走行している車両等を、各々1 台として分離検知できること。なお、車両検知部の異常を検出した場合には、3-2-6 (1)で規定する監視内容に基づいて、車線サーバに対して伝送できること。 (7) 計測対象の車両等が車道を通常を行している状態における進入・退出検知機能の精度及び、車輪検知機能の精度は「4-2 性能検査」によるものとする。	

旧	新	備考
3-2-2 進入・退出検知機能 進入・退出検知機能を以下に示す。 (1) 検知領域に進入及び退出をした車両等を検出し、車線サーバに信号を出力するものとする。 (2) 信号の出力タイミングは図 3-2-8.1 によるものとする。 (3) 車両検知器タイプ 4S 及び 5S は、誤検知による発進制御機の車両接触を防ぐため、鳥やゴミなどを車両と誤検出しないための対策を講じること。なお、具体的な実現方法については監督員の承諾を得るものとし、以下に対策の一例を示す。 (例) 車両判定条件※ 以下の条件を同時に満たす場合、車両の進入の判定をする。 ①連続 5 光軸以上の検知状態領域がある。 ②検知状態の光軸数が合計で 25 光軸以上ある。なお、上記条件を満たすには、最小でも 336mm 以上の大きさが必要となる。※:東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社に適用する。	3-2-2 進入・退出検知機能を以下に示す。 (1) 検知領域に進入及び退出をした車両等を検出し、車線サーバに信号を出力するものとする。 (2) 信号の出力タイミングは図3-2-8.1によるものとする。 (3) 車両検知器タイプ 4S 及び 5S は、誤検知による発進制御機の車両接触を防ぐため、鳥やゴミなどを車両と誤検出しないための対策を講じること。なお、具体的な実現方法については監督員の承諾を得るものとし、以下に対策の一例を示す。 (例) 車両判定条件※1※2 以下の条件を同時に満たす場合、車両の進入の判定をする。 ①連続5 光軸以上の検知状態領域がある。 ②検知状態の光軸数が合計で25 光軸以上ある。なお、上記条件を満たすには、最小でも336mm以上の大きさが必要となる。※・東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社に適用する。	
3-2-3 車軸検知機能 車軸検知機能を以下に示す。 (1) 検知領域に進入した車両等の軸数を計測し、車線サーバに軸数判別結果を出力するもの とする。 (2) 信号の出力タイミングは図 3-2-8.1 によるものとする。 (3) アイランド建築限界内の横方向 3.5m までの領域内に存在する計測対象を計測するもの とする。これと異なる場合は、別途特記仕様書に定める。 (4) 車両が斜めに進入し、僅かにズレる左右の車軸の検知タイミングを1軸として補正でき るものとする。 現地の状況によって車軸の検知タイミングが変わることから、本機能は設定値等によ	3-2-3 車軸検知機能 車軸検知機能 車軸検知機能を以下に示す。 (1) 検知領域に進入した車両等の軸数を計測し、車線サーバに軸数判別結果を出力するものとする。 (2) 信号の出力タイミングは図 3-2-8.1 によるものとする。 (3) アイランド建築限界内の横方向 3.5m までの領域内に存在する計測対象を計測するものとする。これと異なる場合は、別途特記仕様書に定める。 (4) 車両が斜めに進入し、僅かにズレる左右の車軸の検知タイミングを1軸として補正できるものとする。	

現地の状況によって車軸の検知タイミングが変わることから、本機能は設定値等により現地に適合した処理が行えることとし、その実現方法については道路線形及び車両の 軌跡を確認のうえで最適な設定方法とした試験方案書を作成し、監督員の承諾を得るも のとする。

なお、本機能の設定「有効/無効」は容易に変更できるものとする。

(5) 車軸検知機能の一部に異常が発生し検知状態が継続する場合は、これを早期に検出無効とし、正常な処理が継続できることとする。

なお、本機能の設定「有効/無効」は容易に変更できるものとする。

なお、本機能の設定「有効/無効」は容易に変更できるものとする。

(5) 車軸検知機能の一部に異常が発生し検知状態が継続する場合は、これを早期に検出無効とし、正常な処理が継続できることものとする。

現地に適合した処理が行えることとし、その実現方法については道路線形及び車両の軌跡

を確認のうえで最適な設定方法とした試験方案書を作成し、監督員の承諾を得るものとす

なお、本機能の設定「有効/無効」は容易に変更できるものとする。

3-2-5 長尺積載物検知機能

長尺積載物検知機能を以下に示す。

(1) 車両検知領域 4 に適応するタイプ 4s について適応し、3-2-1(4)に記載した検知範囲の ト限である 1750mm から発進制御機 (制御棒)の開閉動作範囲ト限において、車両等及び車 両等前後からはみ出した 50mm φ以上の積載物を検知し、車線サーバに信号を出力するも のとする。

値は別途監督員の指示によるものとする。なお設定時間の標準は5秒とする。

(2) 信号の出力タイミングは図 3-2-8.1 によるものとする。

3-2-6 故障診断部の機能

本装置の一部の機器に機能故障が発生した場合、自動的に検知することが可能な自己診 断機能を有すること。

故障診断部は本装置の状態監視(正常状態、異常状態の診断)を行い、その監視結果を車線サーバへ出力するものとする。なお、故障発生時は警報停止がなされるまで継続的に信号を出力するものとする。

- (1) 監視
- 1) 監視時期

監視制御の実施時期は、以下の通りとする。なお、監視制御は運用に支障を与えないタイミングであること。

- 機器起動時の初期診断
- ② 動作中常時行う常時診断
- 2) 監視内容

機器起動時の初期診断及び機器動作時の常時診断は、以下の通りとする。

(4) 車両検知器タイプ1及びタイプ2において、車両の後退検知を光センサ方式で行うタイプ についてでは、進状態から設定時間以内に後退検知となった場合、その後退検知処理を無効とする。また、本機能の設定「有/無」及び設定時間は容易に変更できるものとし、設定値は別途監督員の指示によるものとする。なお設定時間の標準は5秒とする。

3-2-5 長尺積載物検知機能

長尺積載物検知機能を以下に示す。

- (1) 車両検知領域4に適応するタイプ4sについて適応し、3-2-1(4)に記載した検知範囲の上限である1750mmから発進制御機(制御棒)の開閉動作範囲上限において、車両等及び車両等前後からはみ出した50mm φ以上の積載物を検知し、車線サーバに信号を出力するものとする。
- (2) 信号の出力タイミングは図 3-2-8.1 によるものとする。

3-2-6 故障診断部の機能

本装置の一部の機器に機能故障が発生した場合、自動的に検知することが可能な自己診 断機能を有すること。

故障診断部は本装置の状態監視(正常状態、異常状態の診断)を行い、その監視結果を車線サーバー出力するものとする。なお、故障発生時は警報停止がなされるまで継続的に信号を出力するものとする。

- (1) 監視
- 1) 監視時期

監視制御の実施時期は、以下の通りとする。なお、監視制御は運用に支障を与えないタイミングであること。

- 機器起動時の初期診断
- ② 動作中常時行う常時診断
- 2) 監視内容

機器起動時の初期診断及び機器動作時の常時診断は、以下の通りとする。

① 車両検知部

車両検知部に対しては、各機能毎に状態監視を行うこととし、判定状態は正常 / 異常とする。

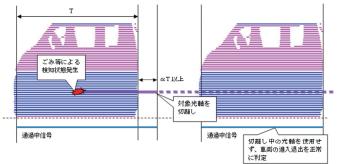
なお、発進制御機のバーリリース検知信号を検出した場合等車両以外による遮 光状態(もしくはそれに相当する状態)が継続していることを認識した場合や、車 両による遮光状態(もしくはそれに相当する状態)を正常に検出できなくなった場 合等においては、異常が発生した車両検知部の構成要素を車両検知処理から切離 し、極力運用を継続可能とすること。また、本処理においては、連続走行する車 両の結合を極力回避するための対策を講じること。

なお、具体的な実現方法については監督員の承諾を得るものとし、以下に対策 の一例を示す。

(例) 切り離し条件

以下の条件を同時に満たす場合、車両の進入の判定をする。

・車両本体 (と思われる) 部分の通過時間を (T) に対して、一定割合時間 (α T) 以上継続して ON 状態の少数光軸が存在する場合、異常な光軸と判定し切り 離す。



また、異常が一定時間(設定変更可能とする)継続する場合、異常が生じている車両検知部を3区間(上段・中断・下段)に分類し、以下の項目を車線サーバに出力(出力までの時間は設定変更可能とする)するが、発進制御機からのバーリリース検知信号が入力された時、切離しは行うが、車線サーバへの出力は行わないものとする。遮光状態が解除された場合は直ちに切り離しを復帰させること。

- · 車両検知部切離中(上段)
- · 車両検知部切離中(中段)
- · 車両検知部切離中(下段)

車両検知部

車両検知部に対しては、各機能毎及び<u>光軸毎</u>に状態監視を行うこととし、判定状態は正常/異常とする。

なお、設定により少数光軸ではなく、1 光軸不良であってもアラームを送出可能なこと。

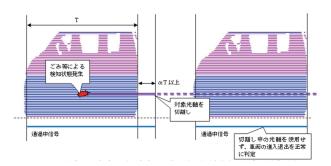
なお加えて、発進制御機のバーリリース検知信号を検出したとき、場合等車両以外による遮光状態(もしくはそれに相当する状態)が継続していることを認識した場合や、車両による遮光状態(もしくはそれに相当する状態)を正常に検出できなくなった場合等においては、異常が発生した車両検知部の構成要素を車両検知処理から切離し、極力運用を継続可能とすること。また、本処理においては、連続走行する車両の結合を極力回避するための対策を講じること。

なお、具体的な実現方法については監督員の承諾を得るものとし、以下に対策の 一例を示す。

(例) 切り離し条件

以下の条件を同時に満たす場合、車両の進入の判定をする。

車両本体(と思われる)部分の通過時間を(T)に対して、一定割合時間(αT)以上継続しての状態の少数光軸が存在する場合、異常な光軸と判定し切り離す。



また、異常が一定時間(設定変更可能とする)継続する場合、異常が生じている車両 検知部を3区間(上段・中晦段・下段)に分類し、以下の項目を車線サーバに出力(出 力までの時間は設定変更可能とする)するが、発進制御機からのバーリリース検知信 号が入力された時、切離しば行うが、車線サーバへの出力は行わないものとする。遮 光状能が解除された場合は直ちに切り離しを復帰させること。

- 車両検知部切離中(上段)
- · 車両検知部切離中(中段)
- 車両検知部切離中(下段)

また、車両検知器の本体に融雪機能(ヒータ等)を実装する場合は、ヒータの電源異常(ブレーカのトリップなど)の状態監視を行うものとする。

② 電源部

電源部に対しては、状態監視を行うこととし、判定状態は正常/電源断とする。

(2) 故障診断 (タイプ 1s)

通過中検知信号の ON から OFF の間に軸通過検知が ON にならない事象が連続で設定 回数発生した場合は、「車軸検知機能異常」とする。故障条件とする設定回数の標準は「5回」とし、本機能の設定「有効/無効」は容易に変更できるものとする。

ただし、他の方式により車軸検知機能の異常検出機能を行する場合は、監督員の承諾を得ることで本対策に代えることができるものとする。

(3) 機能狀態表示処置

目視において容易に機能状態の確認できる処置を講ずること。

3-2-7 HMI 部の機能

(1) モード選択ボタンにより、保守点検モード及び自動モードへの切替が、可能な機能を有する。

表 3-2-7.1 モード選択ボタン制御可能項目

制御項目	概 要	備考
保守点検中	保守点検モードへの切替え	車線サーバに対し保守点検中の通知は行う が、故障通知は行わない。
自動	自動モードへの切替え	車線サーバへ信号を出力する。

(2) 選択されているモードの確認が容易に行えるものとする。

また、車両検知器の本体に融雪機能(ヒータ等)を実装する場合は、ヒータの電源異常(ブレーカのトリップなど)の状態監視を行うものとする。

(2) 電源部

電源部に対しては、状態監視を行うこととし、判定状態は正常/電源断とする。

(2) 故障診断 (タイプ 1s)

通過中検知信号の ON から OFF の間に軸通過検知が ON にならない 事象が連続で設定回数発生した場合は、「車軸検知機能異常」とする。故障条件とする設定回数の標準は「5回」とし、本機能の設定「有効/無効」は容易に変更できるものとする。

ただし、他の方式により車軸検知機能の異常検出機能を有する場合は、監督員の承諾を 得ることで本対策に代えることができるものとする。

(3) 機能状態表示処置

目視において容易に機能状態の確認できる処置を講ずること。

なお、光センサ光軸個別の遮光状態、踏板の検知状態、機器状態など、運用に影響のない状態確認については保守点検モードに移行せずに運用しながら確認できること。

3-2-7 HMI 部の機能

(1) モード選択ボタンにより、保守点検モード及び自動モードへの切替が、可能な機能を有する。

表 3-2-7.1 モード選択ボタン制御可能項目

制御項目	概 要	備 考
保守点検中	保守点検モードへの切替え	車線サーバに対し保守点検中の通知は行う が、故障通知は行わない。
自動	自動モードへの切替え	車線サーバへ信号を出力する。

(2) 選択されているモードの確認が容易に行えるものとする。

3-2-8 インタフェース部の機能

(1) 車線サーバに対して、インタフェースを提供し、本装置との入出力を行う。なお、保守 点検モードの場合は、車線サーバに対し保守点検情報のみ送信し、解除されるまでその信 号を送出しない。

監視制御情報の詳細は、表 3-2-8.1 による。

表 3-2-8.1 監視制御情報

ee 111		120	t. 視	that the
種別	項目	監視	モニタ端子*	制御
	車両検知部切離中 (上段)	0	0	_
	車両検知部切離中(中段)	0	0	_
	車両検知部切離中(下段)	0	0	_
	進入・退出検知機能異常	0	0	_
タイプ1S	車軸検知機能異常	0	0	_
	後退検知機能異常	0	0	_
	融雪機能電源断(オプション)	0	0	_
	電源断	0	-	_
	保守点検中	0	_	_
	車両検知部切離中(上段)	0	0	_
	車両検知部切離中(中段)	0	0	_
	車両検知部切離中 (下段)	0	0	
タイプ2S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
9472S	後退検知機能異常	0	0	_
	融雪機能電源断(オプション)	0	0	
	電源斯	0	_	_
	保守点検中	0	-	_
	車両検知部切離中(上段)	0	0	_
	車両検知部切離中(中段)	0	0	_
	車両検知部切離中 (下段)	0	0	_
タイプ3S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
	融雪機能電源断(オプション)	0	0	_
	電源断	0	_	_
	保守点検中	0	_	_
	車両検知部切離中(上段)	0	0	_
	車両検知部切離中(中段)	0	0	_
	車両検知部切離中 (下段)	0	0	
タイプ 4 S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
71743	長尺積載物検知機能異常	0	0	
	融雪機能電源断(オプション)	0	0	
	電源断	0	_	_
	保守点検中	0	_	_
	車両検知部切離中 (上段)	0	0	
	車両検知部切離中(中段)	0	0	_
	車両検知部切離中 (下段)	0	0	
タイプ5S	進入・退出検知機能異常	0	0	
	融雪機能電源断(オプション)	0	0	_
	電源断	0	_	
	保守点検中	0	_	_

※ モニタ端子:点検時に信号の確認が出来る構造(端子)を持つものとする。

3-2-8 インタフェース部の機能

(1) 車線サーバに対して、インタフェースを提供し、本装置との入出力を行う。なお、保守点 検モードの場合は、車線サーバに対し保守点検情報のみ送信し、解除されるまでその信号を 送出しない。

監視制御情報の詳細は、表 3-2-8.1 による。

表 3-2-8.1 監視制御情報

		<u> </u>	監視	
種 別	項目	監視	モニタ端子** (注)	制 御
	車両検1部以離中 (上段)	0	0	_
	車両後1部以離中 (中段)	0	0	_
	車両検・部切離中(下段)	0	0	_
	進入・退出検知機能異常	0	0	_
タイプ IS	車軸検対機能異常	0	0	_
	後退檢的機能異常	0	0	_
	融雪機能電原斯(オプション)	0	0	_
	電源新	0	_	_
	保守点検中	0	_	_
	車両検1部以離中 (上段)	0	0	_
	車両後1部以離中 (中段)	0	0	_
	車両検・部切離中(下段)	0	0	_
タイプ2S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
21/20	後退餘時能異常	0	0	_
	融雪機能電原析(オプション)	0	0	_
	電原析	0	_	_
	保守点検中	0	_	_
	車両後部切離中(上段)	0	0	_
	車両鉄暗り離中(中段)	0	0	_
	車両検給的関連中(下段)	0	0	_
タイプ3S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
	融雪機能電原新(オプション)	0	0	_
	電源新	0	-	_
	保守点検中	0	-	_
	車両検索的以離中(上段)	0	0	_
	車両後1部以離中 (中段)	0	0	_
	車両検索的以離中(下段)	0	0	_
タイプ 4S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
7-1 2 to	長尺積載物検知機能異常	0	0	_
	融雪機能電原斯(オプション)	0	0	_
	電源新	0	-	_
	保守点検中	0	_	_
	車両検知的以離中 (上段)	0	0	-
	車両検知的以離中(中段)	0	0	_
	車両検知的以離中(下段)	0	0	_
タイプ5S	進入・退出検知機能異常	0	0	_
	融雪機能電原析(オプション)	0	0	_
	電原新	0	-	_
	保守点検中	0	-	_

※注:モニタ端子:点検時に信号の確認が出来る構造(端子)を持つものとする。

旧

(3) 出力タイミング

信号出力においては、図 3-2-8.1 に示すとおり、各機能とも 10ms 以内に車線サーバに対し出力を行うこととする。なお、車軸検知出力については、1 軸通過毎に軸通過を出力し、車両通過完了後に当該車両の総軸数を出力する。詳細は『車両検知器~車線サーバ間(26)インタフェース仕様書』を参照のこと。

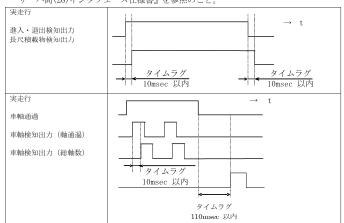


図 3-2-8.1 出力タイミング

3-2-9 電源部の機能

電源部は本装置の各部に電源を供給する。なお、必要な場合には各部が独立した電源部を有することもできる。以下にタイプ別の消費電力を示す。

タイプ 1S : 150VA 以下 タイプ 2S : 290VA 以下 タイプ 3S : 150VA 以下 タイプ 4S : 290VA 以下 タイプ 5S : 150VA 以下

(3) 出力タイミング

信号出力においては、図3-2-8.1 に示すとおり、各機能とも10ms 以内に車線サーバに対し出力を行うことものとする。なお、車軸検知出力については、1 軸面過年に軸面過を出力し、車両面過完了後に当該車両の総軸数を出力する。詳細は『車両検知器~車線サーバ間(26)インタフェース仕様書』を参照のこと。

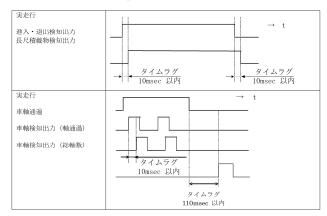


図 3-2-8.1 出力タイミング

3-2-9 電源部の機能

電源部は本装置の各部に電源を供給する。なお、必要な場合には各部が独立した電源部を有することもできる。以下にタイプ別の消費電力を示す。

タイプ 1S : 150VA 以下 タイプ 2S : 290VA 以下 タイプ 3S : 150VA 以下 タイプ 4S : 290VA 以下 タイプ 5S : 150VA 以下

4-2-1 進入·退出檢知機能精度檢查

(1) 検査内容

進入・退出検知機能の検知精度を確認する。

(2) 検査方法

車両検知部(光センサ方式)を規定された工法で設置し、信号処理部等に車両検知信号計測器等を接続し、以下の検査条件において車両を通過させて、出力された検知台数を計測する。また、検査詳細図を図 4-2-1.1 に示す。

IΗ

【標準検査条件】

・車両検知部(光センサ方式)にフィルム等を用いて透過率を80%以下まで低下させる

・車種 : 普通車・車両速度: 約 40km/h・回数 : 100 台

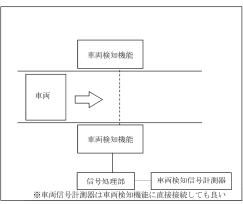


図 4-2-1.1 進入・退出検知機能精度検査図(例)

(3) 検査基準

検知精度 100%であること。

4-2-1 進入·退出検知機能精度検査

(1) 検査内容

進入・退出検知機能の検知精度を確認する。

(2) 検査方法

車両検知部(光センサ方式)を規定された工法で設置し、信号処理部等に車両検知信号計測器等を接続し、以下の検査条件において車両を通過させて、出力された検知台数を計測する。また、検査詳細図を図 4-2-1.1 に示す。

【標準検査条件】

・車両検知部(光センサ方式)にフィルム等を用いて透過率を80%以下まで低下させる。

・車種 : 普通車・車両速度 : 約 40km/h・回数 : 100 台

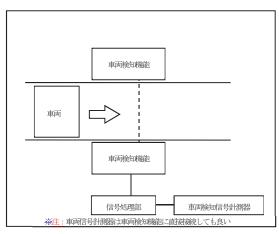


図 4-2-1.1 進入・退出検知機能精度検査図(例)

(3) 検査基準

検知精度 100%であること。

4-2-2 車軸検知機能精度検査

(1) 検査内容

車軸検知機能の検知性能、及び検知精度を確認する。

(2) 検査方法

車軸検知機能を規定された工法で路面に設置し、信号処理部等に車軸信号計測器等を接続し、以下の条件にて検査する。また、検査詳細図を図 4-2-2.1 に示す。

【標準検査条件】

車両 : 普通車

二輪車(250cc 以下) (二輪車のタイヤのトレッドタイプは JIS D

4203 タイプ C 又はタイプ D とする)

・車両速度: 約 40km/h

・回数 : 上記車両においてそれぞれ 100 回

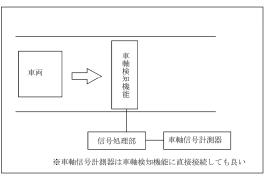


図 4-2-2.1 車軸検知精度検査図(例)

(3) 検査基準

検知精度 100%であること。

4-2-2 車軸検知機能精度検査

(1) 検査内容

車軸検知機能の検知性能、及び検知精度を確認する。

(2) 検査方法

車軸検知機能を規定された工法で路面に設置し、信号処理部等に車軸信号計測器等を接続し、以下の条件にて検査する。また、検査詳細図を図4-2-2.1に示す。

【標準検査条件】

・車両 : 普通車

二輪車(250cc 以下) (二輪車のタイヤのトレッドタイプは JIS D 4203 タイプ C 又はタイプ D とする)

・車両速度: 約 40km/h

・回数 : 上記車両においてそれぞれ 100 回

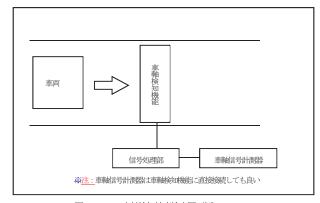


図 4-2-2.1 車軸検知精度検査図 (例)

(3) 検査基準

検知精度 100%であること。